

令和2年神審第20号

裁 決

水上オートバイA被引浮体搭乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官大野浩出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

平成30年9月16日14時20分

滋賀県琵琶湖西部

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.1トン

登録長 2.85メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 180キロワット

3 事実の経過

Aは、最大搭載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、知人及び家族の5人がそれぞれ救命胴衣を着用して搭乗したバナナ型のトーイングボート（以下「浮体」という。）を直径25ミリメートル長さ約18メートルの合成繊維製トーイングロープで船尾にえい航し、遊走の目的で、船首尾とも0.3メートルの喫水をもって、平成30年9月16日14時00分滋賀県大津市大物の湖岸を発し、同岸南方沖合に向かった。

なお、a受審人は、平成20年6月に小型船舶操縦士の免許の交付を受けたものの、5年間の有効期間を満了しても更新手続きを行っていなかったため、同免許が失効中であった。

ところで、浮体は、a受審人が所有し、長さ約7.0メートル幅約0.8メートルの合成樹脂製で、5人が縦に並んで乗ることができるようハンドグリップが等間隔に5個取り付けられ、搭乗者は同グリップを握ってまたいで乗るようになっていた。

a受審人は、大物の湖岸南方沖合で遊走し、14時19分半僅か前大津市大物所在の四等三角点大物墓地（以下「大物墓地三角点」という。）から184度（真方位、以下同じ。）1,020メートルの地点で、針路を086度に定め、毎時20.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で、進行した。

a受審人は、14時20分少し前大物墓地三角点から176度1,010メートルの地点に達したとき、船首方約50メートルのところには他の水上オートバイにより生じた航走波を認めたが、同波の波高が低く見えたことから、そのまま航走波を乗り越えても浮体が大きく動揺することはないものと思い、速力を大幅に減速するなど、同波

による浮体動揺の軽減措置を十分にとらずに続航した。

こうして、a 受審人は、航走波に向けて進行し、14時20分大物墓地三角点から173度1,000メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、浮体が航走波を乗り越えた衝撃で大きく動揺を生じ、前から2番目の搭乗者の頭部が3番目の搭乗者の右顔面に激突し、搭乗者全員が落水した。

当時、天候は晴れで風力1の東風が吹き、視界は良好であった。

その結果、3番目の搭乗者が右側上顎骨骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件浮体搭乗者負傷は、琵琶湖西部において、知人等を搭乗させた浮体をえい航して航行する際、航走波による浮体動揺の軽減措置が不十分で、浮体が同波を乗り越えた衝撃で大きく動揺を生じ、搭乗者同士が激突したことによって発生したものである。

a 受審人は、琵琶湖西部において、知人等を搭乗させた浮体をえい航して航行中、船首方に航走波を認めた場合、浮体が大きく動揺することのないよう、速力を大幅に減速するなど、同波による浮体動揺の軽減措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、航走波の波高が低く見えたことから、そのまま同波を乗り越えても浮体が大きく動揺することはないものと思い、航走波による浮体動揺の軽減措置を十分にとらなかった職務上の過失により、浮体が同波を乗り越えた衝撃で大きく動揺を生じ、搭乗者同士が激突して搭乗者1人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月16日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲